

意見書第1号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の法制化を求める意見書

上皇上皇后両陛下におかれては、在位中のみならず御退位後も、我が国のはじまりの地である神武天皇陵へ節目ごとに御参拝賜り、本県の悠久の歴史と文化に深い慈しみをお寄せいただいていた。また、天皇皇后両陛下におかれては、令和元年に即位礼正殿の儀及び大嘗祭を終えられた報告として、最初の御回見の地の一つとして本県を御訪問され、神武天皇陵を御親拝賜った。その際、沿道に集まった多くの県民へ向けられた温かな微笑みと御交流は、今なお県民の心に深く刻まれており、大きな喜びと誇りを与えていただいた。皇室の御存在は、本県のみならず、全国の国民にとってなくてはならない、非常に重要なものとなっている。

また、悠仁親王殿下におかれては、昨年9月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関連の諸儀式及び諸行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀に堪えないところである。

一方、現行制度のままでは、将来、悠仁親王殿下をお支えする男子皇族が不在となるおそれがあり、皇族数の減少は皇室の公務体制のみならず、男系による皇位継承の安定性にも影響を及ぼす重大な課題である。

このため政府は、令和4年1月、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する報告書を国会に提出し、同報告書において、①皇族数の早急な確保、②悠仁親王殿下までの皇位継承の流れの維持、③皇位継承制度の根幹については国民的議論を継続することが示されている。

国会では令和6年5月以降、各党・各会派による協議が行われており、①悠仁親王殿下までの皇位継承の流れを揺るがせないこと、②女性皇族の婚姻後の皇族身分保持（ただし配偶者・子は皇族としない）、③旧11宮家の男系子孫を皇族の養子とする制度の導入の各点について、多くの党派から賛同が示されている。

しかしながら、政府の検討要請から4年が経過しようとする中、必要な法整備はいまだ実現していない。皇族数の確保と男系による皇位継承の維持は、国家の連続性と安定に関わる極めて重要な課題であり、早急な対応が求められる。

よって、国におかれては、これらのことを踏まえ、次の事項について措置されるよう強く要望する。

- 1 皇族数の確保と皇位の安定的継承のため、国会としての総意を早急に取りまとめ、皇室典範の改正を含めた法制化を進めていくこと。
- 2 皇室の安定は日本国全体の課題であり国民的議論を継続するための情報発信に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月25日

奈良県議会議長 田中 惟允

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿